2　公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方については、この法律の施行後、その全般に関し検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講じられるものとした。（附則第四項関係）

3　公立の義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が当該学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、小学校第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合においては、都道府県の教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができることとした。（附則第五項関係）

4　平成二三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校（被災した児童又は生徒が転学した公立の義務教育諸学校を含む。）において、被災した児童又は生徒に関し、学習に対する支援を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び当該学校が所在する都道府県の教育委員会は、当該学校の教職員の定数に関し、必要な特別の措置を講ずるものとした。（附則第六項関係）

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇森林法の一部を改正する法律（法律第二〇号）

1　森林計画制度の見直し（農林水産省）

㈠　全国森林計画の計画事項の見直し

森林の保護に関する事項を計画事項とすることとした。（第四条関係）

㈡　地域森林計画の計画事項及び作成手続の見直し

(1)　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施に関する事項及び森林の保護に関する事項を計画事項とするとともに、森林の整備及び保全のために必要な事項並びに要整備森林の整備のために必要な事項を例示化及び努力義務化することとした。（第五条及び第三九条の四関係）

(2)　計画の案を公衆の縦覧に供する期間をおおむね三〇日間とし、農林水産大臣への同意を要する協議について、一部の事項は同意を要しないものとした。（第六条関係）

㈢　市町村森林整備計画の計画事項及び作成手続の見直し

(1)　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項及び森林の保護に関する事項を計画事項とし、間伐等が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）の所在等に関する事項を計画事項から削るとともに、林業に従事する者の養成及び確保に関する事項等の記載を努力義務化することとした。（第一〇条の五第二項及び第三項関係）

(2)　市町村は、計画の案を作成しようとするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとした。（第一〇条の五第六項関係）

2　森林の土地の所有者となった旨の届出の創設

新たに森林の土地の所有者となった者は、市町村長にその旨を届け出なければならないものとした。（第一〇条の七の二関係）

3　伐採後の造林等の命令の拡充

市町村長は、届出をせずに立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は伐採跡地につき、伐採後の造林をすべき旨を命ずることができるものとした。（第一〇条の九第四項関係）

4　要間伐森林制度の見直し

㈠　市町村長は、要間伐森林がある場合には、当該要間伐森林の森林所有者等に対し、実施すべき間伐等の方法及び時期を通知するものとした。（第一〇条の一〇第二項関係）

㈡　市町村長は、㈠による通知を受けた者が間伐等を実施していないと認めるときは、間伐等を実施すべき旨を勧告できるものとした。（第一〇条の一〇第三項関係）

㈢　市町村長の指定を受けた者は、森林所有者が都道府県知事の勧告した調停案の受諾をしないときは、都道府県知事に対し、間伐のため伐採する立木の所有権（以下「特定所有権」という。）の移転及び間伐の実施等のため土地を使用する権利（以下「特定使用権」という。）の設定に関する契約の締結に関し裁定を申請できるものとした。（第一〇条の一一の二～第一〇条の一一の五並びに第一〇条の一一の七及び第一〇条の一一の八関係）

㈣　㈠による通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明なため、市町村長がその通知の内容を掲示した場合において、当該市町村長の指定を受けた者は、都道府県知事に対し、特定所有権及び特定使用権の取得に関し裁定を申請できるものとした。（第一〇条の一一の六関係）

5　森林施業計画の見直し

㈠　森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が計画を作成し、森林の経営に関する長期の方針及び森林の保護に関する事項を記載しなければならないものとするとともに、森林の経営の受託その他の方法による森林の経営の規模の拡大の目標等を記載できるものとし、計画の名称を森林経営計画とすることとした。（第一一条第一項～第三項関係）

㈡　森林経営計画の認定要件として、次に掲げる要件を加えるものとした。

(1)　認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

(2)　森林経営計画に森林の経営の規模の拡大の目標が記載されている場合には、森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められること。（第一一条第五項関係）

㈢　火入れに関する事項を記載した森林経営計画の認定を受けた森林所有者等は、市町村長の許可を受けないで、当該火入れをすることができるものとした。（第二一条関係）

6　土地の使用権の設定に関する協議の認可

㈠　都道府県知事は、他人の土地の使用権の設定に関する協議の認可の申請があったときは、公開による意見の聴取を行わなければならないものとした。（第五〇条第二項関係）

㈡　都道府県知事は、㈠の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければならないものとした。（第五〇条第三項関係）

㈢　㈠の意見の聴取に際しては、当事者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならないものとした。（第五〇条第四項関係）

7　その他

㈠　市町村森林整備計画の作成及び達成のための体制整備

(1)　市町村は、市町村森林整備計画の作成及びその達成のため必要があるときは、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができるものとした。（第一〇条の一二関係）

(2)　林業普及指導員は、(1)による市町村の求めに応じて行う協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする事項に係るものを行うものとした。（第一八七条関係）

㈡　立入調査の主体の拡大

農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って測量等をさせることができるものとした。（第一八八条関係）

㈢　市町村による森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供等

市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供等を行うように努めるものとした。（第一九一条関係）

㈣　森林所有者等に関する情報の利用等

都道府県知事及び市町村長は、その保有する森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用できること等とした。（第一九一条の二関係）

㈤　森林の土地の境界の確定のための措置

国は、森林の土地の境界の確定が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一九一条の三関係）

㈥　森林に関するデータベースの整備等

国及び地方公共団体は、森林に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一九一条の四関係）